



事務所だより

Vol.47

WINTER
2019

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail: office@yamaguchi-law.jp (2019年1月1日発行)

二〇一九年 一月一日



大阪天満宮

	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	税理士
山	山	東	藤	枝	山	山	山
口	口	尚	原	川	口	口	口
健	真	吾	智	直	裕	裕	裕
一	行	之	美	之	之	之	之

新年のごあいさつを 申し上げます

来年は東京五輪が開催されます。復興五輪とも言われるのですが、五輪に人と予算がすぎ込まれ、被災地の復興が置き去りになって、地方の過疎化が深刻化する懸念があります。

一方の万博。「夢をもう一度」という期待が先行しています。しかし、この万博とセットになっているのが「カジノ」。ギャンブル依存症の患者を増やす恐れがつきまといまます。命や健康がテーマの万博と矛盾しないのでしょうか。

五輪も万博も、当初予算よりも大幅に増大することも懸念されています。

一方で、年収200万円以下で生活している世帯が、日本では23%にも上っています。まず国民の暮らしに光を、と考える人も多と思います。国会では、問題法案がほとんど議論されなまま、次々と採決されています。沖縄の辺野古問題の如く、国の方針に文句を言うなどいわんばかりに。

未来の子供たちのために、こんな国の在り方を根本的に変えなければと思っています。

【日本国憲法 第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

相続法が変わります

弁護士 山口 健一

これまでの民法（相続法）で、夫が亡くなると、夫名義の自宅から妻が出て行かなければならなかったり、夫の両親の介護で苦労をしていた妻に、何の権利もない等、私たちが不公平だと感じていたいくつかの点で、相続法が改正されました。

配偶者居住権の創設

夫と妻が居住していた夫名義の住宅（時価2000万円）と預金3000万円が相続財産になり、相続人は子供と2人。

この場合、妻がそのまま住宅に住み続けるとすると、これまでなら妻には住宅と500万円の預金が残るだけでした。

こんな場合に、終身または、一定期間その建物を無償で使用できる権利（配偶者居住権）が創設されました。この場合、建物を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に分けて、妻が死亡するまでこの建物に住

み続けることができます。

この配偶者居住権が1000万円だとすると、妻には1500万円の預金が相続されることになります。

これは完全な所有権ではありませんので、人に売ったり、自由に貸したりすることができない分、評価額は低くなります。

その結果、妻はこれまで通り、住宅に住み続けながら、預貯金も多く取得でき、老後の安定を図ることができます。

この制度は、2020年4月1日から施行されます。

自筆証書遺言に添付する財産目録の作成が、パソコンで可能に

これまで、自筆証書遺言は、そのすべてを、自分で書かなければなりませんでした。不動産がたくさんあったり、預金が多いの銀行に分散しているような場合、目録をすべて手書きで書くことは大変でした。

今回の改正で、この目録は、パソコンで作成したり、通帳のコピーを付けて、遺言書を作成することが、可能になりました。その場合、目録のすべてに署名、押印が必要になります。

この制度は、2019年1月13日から施行されます。

法務局で自筆証書遺言の保管が可能に

自筆証書遺言は、自宅で保管されることが多く、紛失したり、書き換えられたりする危険がありました。これを防止するため、自筆証書遺言を法務局で保管する制度ができました。この自筆証書遺言は、全国の法務局から、オンラインで相続人が取得することができます。この場合、これまでのような家庭裁判所での検認は不要となります。

この制度は、2020年7月10日から施行されます。

被相続人の介護や看病に貢献した親族からの金銭請求が可能に

妻が夫の両親の介護や看病を行っていて、その夫の両親が亡くなった

ような場合、夫には相続権がありませんが、その妻には何の権利もありません。これでは、あまりにも不公平です。そのため、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に携わり、被相続人のために特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようになりました。

この制度は2019年7月1日から施行されます。

詳細は、法務省ホームページでも見ることができます。



ブルック企業をなくそう 動き始めた「働き方改革」

弁護士 斉藤 真行

「働き方改革」で法律改正や制度が整備された主なものを紹介します。

残業時間の上限を 法律で定めた

これまでは、残業時間の上限は法律では定められていませんでした。それが、原則として月45時間、年360時間となりました。

一方、臨時的な特別の事情があり、労使が合意すれば、右の原則を超えた残業が可能になります。それでも、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間を超えてはいけない、というものです。月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

これには、「過労死ラインギリギリ」という批判がありますが、いずれにしても、労働者の健康と安全を第一に、労使でよく話し合って決め

る必要があります。

なお、事業・業務によっては適用猶予や除外があります。

有給休暇の取得を 企業に義務づけ

有給休暇は労働者の権利ですが、現行では労働者が申請しなければ取得できません。いろいろな事情で申請できなかったり、申請を控えたりすることで、有給休暇の取得率が低い状態を改善するための改正です。新しい制度では、使用者が労働者の希望を聞き、その希望を踏まえて、年5日の有給休暇の時季を指定することになります。労働者側の希望が十分反映される必要があります。

月60時間超の 残業割増賃金率の改定

現行では、月60時間超の残業の割

増賃金率は大企業が50%なのに対して中小企業は25%に猶予されてきましたが、中小企業も大企業と同じ50%になります。

高度プロフェッショナル制度

厚労省の「本人の希望に応じた自由な働き方の選択ができる」という説明に対して「過労死を助長」「残業代ゼロ」などと批判が出た制度です。

今後は、事業場の労使委員会や、対象業務、対象労働者、健康確保措置などを決議した上で、書面による本人の同意が得られたら実施されます。

職場での十分かつ慎重な議論が望まれます。

これら、「残業代上限」「有給休暇」「月60時間超割増賃金」「高度プロフェッショナル制度」の施行日は、平成31年4月1日です（なお、残業代上限については、中小企業はその翌年の4月1日です）。

不合理な待遇差をなくす

正社員と、「パートタイム労働者・有期雇用労働者」との間の待遇差を

なくすために、あるべき「均衡待遇」を明確化し、あるべき「均等待遇」を規定します。

「均衡待遇」とは正社員との職務内容などの違いに応じてバランスの取れた待遇を保障することです。

「均等待遇」とは正社員と職務内容などが同じであれば、同じ待遇を保障することです。

待遇の差が不合理かどうかの考え方の原則と具体例が「ガイドライン」として示される予定です。

施行は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日です。

また、派遣労働者と派遣先労働者の待遇差に対する配慮も求められることになりました。

こうした制度をより良いものにするのは、日頃の労使の話し合いと不断の点検・検証です。



遺産分割におけるポイント

ある事件を題材に

弁護士 山口 昌之

はじめに

近時、遺産分割の事件が増えていきます。相続人間での話し合いがまとまらなければ、裁判所での調停手続に移行することもあります。

その中で、どのようなことができるのかできないのか、私が経験した事件を元に、遺産分割のポイントをご説明いたします。

前提事実

被相続人 父 平成27年10月没
相続人 姉、兄、本人（依頼者）
相続財産 父が居住していた不動産、預金、株式、タンス
預金していた現金など
なお、父は、生前自宅で一人暮らしをしていましたが、近くに住む姉がお金の管理をしていました。兄と依頼者は遠方に住んでおり、ほとんど交流はありませんでした。

遺産分割協議がまとまらない

依頼者からの説明で、亡父の相続人間で話し合いがまとまらない理由は、主に①預金について今姉が開示しているもの以外に存在するのではないか、②生前、姉は父の口座から多額のお金を引き出して使い込んでいるのではないか、③不動産の価値が決まらない、というものでした。

預金の調査は可能

相続人であれば、預金が存在しそうな銀行に行けば、被相続人の口座の取引履歴を入手することは可能です。本件では、依頼者の父の自宅近くの金融機関を調査した結果、姉が開示していない預金口座が発見されました。

また、取引履歴自体を参照すれば、お金の出入りが分かります。不自然な出入りがあれば、その点を追及することが可能となります。ただし、

お金の流れだけでは事実関係を確定することまではできませんし、父の意思で姉やその子どもに贈与したと弁解される可能性もあるので、注意が必要です。

【ポイント1 相続人は被相続人の預金の取引履歴を調査できる】

不動産の評価

不動産の評価については、簡単な簡易査定であれば近所の不動産業者に依頼をすれば入手することは可能です。しかし、業者に依頼する場合は、当該依頼主の意向に沿った金額が出されることが通常ですので、なかなか一致点が見つからないこともあります。

その場合は、不動産鑑定士に鑑定を依頼することがあります。一定の費用はかかりますが、資格をもった専門家がその名前で鑑定書を作成しますので、信頼性は高いです。調停でも重要視されます。本件でも、費用をかけて鑑定書を作成してもらった結果、依頼者にとってある程度納得がいく金額での遺産分割ができました。

【ポイント2 不動産の評価に争い

がある場合、簡易査定の外に鑑定をすることもできる】

申告を忘れずに

相続税が課税される相続財産が存在する場合は、被相続人が亡くなったから10か月以内に税務署に申告する必要があります。本件では、依頼者にはそのような知識がなく、3年以上経ってから申告を行うことになってしまい、延滞税等の支払を余儀なくされました。

仮に10か月以内に遺産分割協議ができていなかったとしても、それを前提に申告する必要がありますので、注意が必要です。

【ポイント3 相続税申告が必要な場合は、10か月以内に】

おわりに

遺産分割協議は、親族間での争いになることが多く、金額についてはもちろん、感情的な対立が生じます。もちろん親族間の話し合いで解決するに越したことはないですが、できない場合は弁護士に相談してください。また、申告については税理士に相談してください。

公共サービスと民間活力の活用

弁護士 東 尚吾

夫し、民間ノウハウを取り入れることで、より良い公共サービスを実現

していこうというものです。

民間委託の在り方について

皆さんが普段利用している公共施設、例えば、図書館や公園、体育館、市民会館などは、どこが運営しているでしょうか。公共施設の場合、各自治体が運営するわけですが、昨今、実際の管理運営を民間事業者に委ねているという例が多くあります。地方自治法では、平成15年の法改正により、指定という行政処分によって、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることができる指定管理者制度などが設けられています。

今や各自治体の財政状況も厳しく人的資源に限りがあるなかで、これまで公共が担ってきたサービスを維持・向上させるためには、民間の活力を活用しなければ成り立たない情勢になっています。指定管理者制度も一例ですが、さまざまな分野で民間委託が実施され、民間事業者が活躍しています。民間事業者が創意工

問題でもありません。少なくとも、民間事業者に委託した結果、公共サービスの質が低下したという事態はあってはなりません。絶えず、各場面での官民のベストミックスの追求が必要です。

平成29年度

大阪府包括外部監査報告書

私は、平成29年度において、大阪府の包括外部監査人の補助者として、弁護士と公認会計士のチームに加わりました。

大阪府下の公の施設の管理運営について、指定管理者制度を中心に取り上げ、以上の問題意識のもと、公の施設の管理運営が有効に、効率的効果的に実施されているかの切り口で、監査を行いました。そこでは、皆様もなじみのある大阪府下のさまざまな公の施設の在り方について、意見等を述べています。関心のある方は、ご参照ください。

(参考) 平成29年度大阪府包括外部監査報告書

http://www.pref.osaka.lg.jp/kansa/gaibu/h29_gaibu_hokoku.html



アスベスト被害と向き合って

高裁判決のその先へ

VOL.4

弁護士 藤原 智絵

平成30年冬号で掲載した「アスベスト被害と向き合ってVOL.3」動きゆく司法」の続編をお届けします。

勝訴の旗の向こうに

平成30年9月20日午後2時20分。旗を手にし、大法院から地階に伸び



る階段を駆け下り、向かった正面玄関から見えたのは、叩きつけるような大雨。それでも待ち構える原告の親族や支援のもとに走り、掲げた旗は「勝訴」。旗の向こうで涙を流して喜ぶ人々。この日、大阪高裁は、大阪建設アスベスト1陣訴訟において、地裁判決を覆し、国の一人親方に対する責任と、建材メーカーの責任を認めました。

争点

建設アスベスト訴訟は、建築現場で石綿含有建材を加工し石綿粉じんを吸い込み、何十年ものちに石綿関連疾患を発症した建設業者らが、国と建材メーカーを相手として起こしている損害賠償請求訴訟です。

最大の争点の一つは、建材メーカーの責任が認められるかどうか。この点について大阪地裁は、原告らを使用した石綿建材が特定できない

という理由により一切の責任を否定しました。

そのため、大阪訴訟ではこの間、市場シェアや確率論を駆使して、各原告の病気発症に主要な原因となつたと考えられる建材の種類とその企業を特定し、これらの企業の責任を求め主張を行ってきました。損害発生に一定の寄与をした加害者らが複雑に競合するケースで、いかに連帯責任が認められるか、注目が集まっていました。

大阪高裁判決の意義

これに対し、大阪高裁は、昭和50年以降には建材メーカーらは製品への警告表示を行う義務があったとし、原告らの行った企業選定の方法を基本的に認めました。そして、原告ごとに特定された企業について、共同不法行為の成立を認め、連帯責任を負わせました。

8月31日には京都1陣訴訟における大阪高裁判決が出され、連続して企業責任を認める高裁判決となったことは、事実認定面でも法解釈面でも大きな前進といえます。

ただし、あらゆる職種が触れ、最

も危険性の高い吹付材については、シエアの認定ができないことなどを理由に企業責任が否定されました。また、建物の解体・改修工事については、建材メーカーが警告表示義務を負うものではないとされました。これらの判断は、建築アスベストの被害実態に正面から向き合わないものであり、是正されなければなりません。

最高裁での解決を

大阪では1陣訴訟が平成23年に提訴され、平成28年1月の地裁判決を経て、すでに7年が経過しました。多くの原告が命を落とし、存命する原告も進行する病に苦しみ、司法での解決の時を今かと待ち望んでいます。

全国で展開する建設アスベスト訴訟も、ついに2本の東京高裁判決と2本の大阪高裁判決が最高裁で審議されることとなりました。

命あるうちに解決を。その切実な願いを胸に、全国と一体となって、最高裁での勝訴を目指していきたいと思えます。



弁護士 枝川 直美

「#Me Too」報道を受けて

大きな影響を及ぼした 「#Me Too」

今年、米国の俳優らによるセクハラ被害に端を発した「#Me Too」は、日本にも、大きな影響を及ぼしました。日本においても、これまでセクハラ被害について、声を上げられなかった人たちが、「私も」と声をあげ始めたのです。

セクシャル・ハラスメントという言葉は、1989年に流行語大賞を

獲得し、世の中に広まりました。言葉の定着はしても、セクシャル・ハラスメント自体は減っていないというところを、今回の「#Me Too」報道に接して改めて感じました。

職場におけるセクシャル・ハラスメントの影響

職場におけるセクシャル・ハラスメントは、被害者の性的自由や自己決定権、個人の尊厳を傷つけ、働く権利を奪い、精神的・身体的ダメージをもたらします。

また使用者にとっても、職場のモラルの低下、勤労意欲の低下、職場における信頼関係や人間関係の悪化、被害者や加害者の退職等による人事上の不効率、企業イメージの低下や信用の失墜を招きます。使用者として、民事上の責任（損害賠償責任）を負う可能性もあります。

現在の法律等の定め

現在、セクシャル・ハラスメントに関しては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」第11条に定めが置かれており、厚生労働省は、事業主が、

雇用管理上講ずべき措置についての指針を定めています。

事業主に対して、①職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する方針の明確化、労働者に対するその方針の周知、啓発、②相談に応じ、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するため必要な体制の整備、③問題発生後の迅速かつ適切な対応として、「事実関係の迅速かつ正確な確認」「セクシャル・ハラスメントが認められた場合には、後の適正な措置をとること」「再発防止措置をとること」が定められています。

セクシャル・ハラスメント

がなくならない背景

セクシャル・ハラスメントがなくならない背景には、加害者が、当事者意識を持っていない人が多いというところが指摘されています。自分は大丈夫、自分とは関係のない問題と
思っている人たちにも、自分の問題としてとらえ、みんなでセクハラを

なくしていこうという啓発が必要だと感じます。

セクシャル・ハラスメントの背景にあるのは、個々人間の性的な感覚の差だけではありません。加害者が被害者を職場において対等な同僚として見ていない、性的な関心や要求の対象として見ている、企業において男性中心の雇用管理がなされており、女性には「女性らしい役割」を求めるといふ風潮もあると指摘されています。

今後の対応について

(1) 個々人においては、自分と相手方の立場を踏まえて（上司と部下、先輩と後輩など）、自分の言動を、他者がどう受け止めるのか、ということに注意を払うことが必要です。

(2) 使用者においても、セクシャル・ハラスメントへの対応の遅れは、今や企業の信頼を失墜させるほどの影響力を持ちます。多くの企業では、厚生労働省の指針に基づき、制度の整備がされていると思いますが、それが実際に活用していくこと、特に予防のための活動を実践していくことが必要です。

仮想通貨の税務上の取扱い

税理士 山口 裕之

概要

仮想通貨が話題になっています。

仮想通貨とは、インターネット上の通貨であり、クレジットカード決済やコンビニ決済と同じようにショッピング等での決済手段として利用され始めており、国内大手企業でも仮想通貨決済がスタートしています。また、投資の対象としても注目され、2017年には1年間で20倍近く上昇したこともあるようです。

国税庁から仮想通貨に関する税務上の取扱いが公表され、計算の具体例や、一般的な質問などが紹介されています。

仮想通貨を売却した場合

3月9日 200万円 で4ビットコインを購入した。

5月20日 0.2ビットコインを11万円 で売却した。

①売却価額：11万円

②1ビットコイン当たりの取得価額：200万円 ÷ 4ビットコイン = 50万円

③売却した数量：0.2ビットコイン

④所得金額：11万円 - 50万円 × 0.2ビットコイン = 1万円

この場合は、④所得金額の1万円について課税されます。

仮想通貨で

商品を購入した場合

3月9日 200万円 で4ビットコインを購入した。

9月28日 16万2000円 (税込)の商品を購入する際の決済に0.3ビットコインを支払った。

(取引時の交換レートは1ビットコイン = 54万円)

①商品代：16万2000円

②1ビットコイン当たりの取得価額：200万円 ÷ 4ビットコイン = 50万円

③支払った数量：0.3ビットコイン

④所得金額：16万2000円 - 50万円 × 0.3ビットコイン = 1万2000円

保有する仮想通貨で商品を購入した場合、仮想通貨を譲渡したことになり、④所得金額の1万2000円について課税されます。

仮想通貨取引による所得を申告する場合の必要経費

仮想通貨の売却による所得の計算上、必要経費となるものは、例えば次の費用があります。

- ①売却した仮想通貨の取得価額
- ②売却の際に支払った手数料
- ③インターネット等の回線利用料、パソコン等の購入費用(ただし、仮想通貨の売却のために必要と認められる部分に限ります)

仮想通貨取引で

損失が生じた場合

仮想通貨取引で発生した損失は、給与所得などの他の所得から差し引きすることはできません。

年間取引報告書による申告

仮想通貨取引の年間の売却金額等を記録しておらず、所得計算が困難な場合も多いと考えられます。そこで、仮想通貨交換業者から交付される「年間取引報告書」の内容を入力することにより、自動的に所得計算が行える「仮想通貨の計算書」が国税庁のホームページで公表されています。



今年の漢字

優

弁護士 山口健一

今年の漢字は「優」

やさしさと読みます。

広辞苑によればやさしいこと。しとやかなこと。みやびやかなこと。のんびりしているさま。余裕のあるさま。ともあります。

北風ではなく、太陽になって。

自分の体にもやさしく。仕事にもやさしく。人にもやさしく。社会にもやさしく。そして何よりもやさしさを求め



たいのは、国の政治。口先だけでなく、本当にやさしく寄り添う政治がほしいのです。

土

弁護士 齊藤真行



土を見つめています

野菜づくりでは、土が大切です。土（土壌）は、岩石が水や酸素などの働きで分解（風化）して砂よりもはるかに小さい粒子になった粘土と、動植物の遺体が微生物の働きで分解された腐植というもののが混ざり合ったものです。粘土と腐植を、土に住む生物が混ぜます。

例えば、ミミズは粘土と腐植と一緒に食べるため、その糞は粘土と腐植が混ざった団子状の土になります（団粒）。

この団粒のおかげで、通気性が良く、しかも保水と排水のバランスが取れた土になります。栄養分が流されないのは粘土粒子のイオン電気の働き

だそうです。

風化や微生物・土中生物の働きは、今のところ工場などで再現することはできないでしょう。大切にしていきたいものです。

泳

弁護士 山口昌之

普段からバスケットボールやゴルフなどで体は動かして

空

弁護士 東 尚吾

普通に読めば「そら」ですが、仏教の基本概念として「くう」と読みます。すべての存在には本質たる実体はないと



いるのですが、よりアンチエイジングを目指すべく、半年ほど前からジムに通い始めました。筋トレをしたり走ったりもするのですが、プールで



いう意味とされます。

その内容は簡単に理解できない大変奥深いものだと思いますが、私自身、ネガティブな意味ではなく、世の中での自分自身の捉え方を過大視せず、常にフラットに謙虚にと捉え、今年、改めて、俗世の自分の姿勢を問う言葉として大切にしたいと思います。

碧

弁護士 藤原智絵

好きな色はなんですか。昔から、どうしようもなく

惹かれるのは、青と緑の中間の、深い水の底に光が反射し水面ににじみ出たような、ゆ

の水泳にはまっています。子どもの頃に習っていたので、ひと通りは泳げるのですが、スクールに入ってもう一度正しい泳ぎ方を習い、より早くより長く泳げるように練習を積んでいます。

水泳で大事なことはリラックスすることだそうで、普段の仕事も生活ももう少し肩の力を抜いてリラックスできれば…。



るやかに変化する色です。

年を経る毎に、自分の中の鋭い青さは削がれていく。それでも、いつも足りない何かを追い求め、積み上げた自分の土台を、さらに厚く塗り重ね、変化させる努力を続けたい。

青は藍より出でて藍よりなお青し。目指すは青より碧色。30代折り返しの春です。

穏

弁護士 枝川直美

2018年は、大阪や北海道での地震、台風被害、西日



本豪雨災害等、多くの災害が発生しました。また、東京目黒区女児虐待死事件や、官僚によるセクハラ問題、医学部入試女子差別問題など、心が痛んだり、腹立たしいと感じるニュースもありました。2019年は、もっと穏やかであってほしいと願います。私自身、日々の生活に追われていますが、なるべく心を穏やかに保ちたいと思っています。

華

事務局 北野佳名子

「華やかな毎日を送れると素敵だなあ」と思っています。



おしゃれや身だしなみに気を使い、背筋もピンと伸びていてキレイな歩き方で、姿勢がいいのは、印象も美しい。慌ただしい時間ではなく、余裕を持って、穏やかな時間で毎日を過ごしたいです。しっかりと睡眠を取り、栄養バランスのある食事をとって、適度な運動をすることも、大切です。健康管理に気をつけて、「華のある生活」が送れるといいなあと思います。

生

事務局 澤田智子



今年は、元気に生きていることに感謝して過ごしたいと思います。

鶯

税理士 山口裕之

日本酒を飲むときは、どのような酒器を使っていますか？江戸時代から存在していたそうですが、うぐいす徳



利が注目されています。小さな鶯が乗った六角柱の徳利を傾けると、「ホーホケキョ」とは鳴かないまでも、甲高い鳥のさえずりが聞こえてくるそうです。鶯は春を知らせる縁起の良い鳥と言われているので、今年の春はうぐいす徳利を手に入れて、ゆっくりに酒を嗜みたいと思います。

耐

事務局 近藤 裕子

今年は何もありません。

自ら見て、考え、決め、動き、結果に納得する、そんな「自分の人生」を生きたらいいようにするまでの、礎になる年にするためです。

そのためには、やるべきことを見極め、ぶれず、目標にただひたすら集中する必要があります。誤解をおそれず、恥を忍び、息を潜め、さらに

諦めなければいけないことがたくさんあります。それでも、今は笑い飛ばして耐えていようと思います。求めるものはそのずっと先にありますから。



それぞれのフィルター

これからは、父から受けたたくさんの愛情を、わたしも家族に与えられるように、明るくがんばっていききたいです。

囍

事務局 富田宏史

新年、香港では「囍」が街にあふれます。

双喜紋・ダブルハピネスと呼ばれ、お気に入りの意匠のひとつです。

今年も気持ちを新たに目標をもって。

シンプルな中にも吟味され深みを伴った仕事や活動が理想です。

論語「為政」には『四十而不惑』とあります。

その齢を過ごしている今、

「不惑」が本来意味する「道理も良く知り、杓にとらわれない自由な発想で物事を考え」、守りに入らず新しいことにチャレンジを続けたいと思います。



「攻め」の気持ち

李小龍(Bruce Lee)先生、僕の気合は充分でしょうか？

(香港・星光公園)

行

事務局 八重垣有夏里

「〇〇したいなー」「〇〇行きたいなー」とふと浮かんでも、社会人になってからなかなかできずにいます。理由は「こんなにお金がかかるのか」とか「時間が無いから」と諦める理由をすぐに考えてしまふところでしょうか。

今のなんとなく友達と遊んで、なんとなく毎日過ごすのも楽しいですが、最近は少しもったいないような気がして

動

事務局 國武あゆみ

2019年のテーマは有言実行、行「動」に移し目標を達成させること。

ことわざにもあるように、言うは易く行うは難し。さらに年齢を重ねるにつれて何をすることも腰が重くなり、昔はできていた、目標を立てて実際に行動へ移すことがなかなか難しいと日々実感をしております。



君のように自由に毎日過ごしたいなー

いました。今年は心に浮かんだ「〇〇したい」を大事して行動範囲を広げ、有言実行できるといいなと思います。

そこで、2019年は重い腰を上げ目標を実現すべく行「動」をするため、今年の漢字は「動」に設定したいと思っております！



2019年は新しい手帳でスケジュール管理をして行動します！

進

事務局 宮嶋暁子

昨年は変化の一年でした。職場も変わり、トレーナーとの出会いで体型にも変化が



メリー“ゴー”ラウンド♪

あるなど、様々な変化が訪れた分、落ち着かなさを感じた一年でもありました。今年も、昨年の変化を土台にして、地に足をつけて一歩一歩、地道に歩みを進めていきたいです。とはいえ元来、多趣味で出かけるのが大好きなものですから、少し落ち着けという声も聞こえてきそうですが、身の回りのことを整える時間も大切に、仕事も趣味も、そのほかあれやこれやも…やれる限り欲張りにチャレンジしていきたいです。

柔

事務局 岡山幸代

長年思いながらも全然改善されないこと。それは身体が硬いことです。毎日自分にとって楽な柔軟

をしています。それで満足して自分を甘やかした結果、いつまでたっても前屈で掌が地面に着きません。

今年こそは頑張ろうと思えます。

ついでに中身も、カチカチ



でもトゲトゲでもフニャフニャでもない柔らかい雰囲気の人になりたいです。さらについでに、優柔不断な性格も改善できたらいいなと思います。身も心も柔らかく。2019年の目標です。



学業成就の絵馬

奈良時代に大將軍社として祀られ、以来この地を大將軍の森(のちに天神の森)と呼ぶようになり、今も南森町、北森町とその名が残ります。

シリーズ なにわの散歩道(その7)

当事務所から歩いて10分足らずの場所に、大阪天満宮があります。



その後、平安時代、村上天皇によつて菅原道真公が厚く祀られることになり、ここに大阪天満宮が創始されました。

当事務所から向かうと大きな鳥居があり、それをくぐつて商店街を横切り左手に曲がると表大門が見えます。そこから境内に入ると正面に立派な御本殿が。

菅原道真公といえは学問の神様として有名で、境内にはたくさんの方の学業成就絵馬がかかっていました。

大阪天満宮では、梅まつりやえびす祭といったお祭りが季節により行われますが、特に有名なものは日本三大祭の一つでもある天神祭です。毎年6月下旬吉日から7月25日の間に行事が行われ、25日の本宮には、事務所前の道も行列が通り華やかな一日となります。



天満天神繁昌亭

周辺には、商店街や天満天神繁昌亭など、楽しめる場所がたくさんありますので、事務所にお越しの際には、少し足を伸ばしてみたいかががでしょうか。(宮嶋暁子)

編集後記

今年はずいぶん最後の年であり、十二支の中でも最後の亥年。

わくわくするような、寂しいような、さまざまなお祈りがめぐる年になるのでしょうか。

みなさまにとりまして幸多き一年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

(岡山幸代)



- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
 税務部門 TEL 06-6361-3224
 法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
 弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。
 休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、留守番電話がみなさまからのメッセージをお受けしております。Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月7日(月)午前9時からです

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
 E-mail office@yamaguchi-law.jp